

【 重 要 】

<被保険者証の有効期限とマイナ保険証への移行について>

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、健康保険制度の変更に伴い、従来の被保険者証は令和7年10月31日をもって有効期限が終了することとなりました。

これにより、令和7年11月1日以降は「マイナ保険証」または「資格確認証」での受診が必要となります。

【重要なポイント】

1. 従来の被保険者証の有効期限：令和7年10月31日まで
2. 令和7年11月1日以降の受診方法：①または②を提示
 - ① マイナ保険証（マイナナンバーカードを利用）
 - ② 資格確認証（マイナ保険証をお持ちでない方対象）
3. 高齢受給者証をお持ちの場合、①②共に一体化の為、併せて提示は不要

【対応のお願い】

- ・マイナナンバーカードをお持ちの方は、早めに健康保険証利用登録をお済ませください。マイナ保険証としてご利用いただけます。
- ・マイナナンバーカードをお持ちでない方、また利用登録をされない場合は、資格確認証を交付致します。

【被保険者証の有効期限（令和7年10月末）を迎える今後の予定】

- ・10月中旬頃に下記書類をご送付致します。

マイナ保険証をお持ちの方・・・資格情報通知書 ※この用紙での受診は不可
マイナ保険証をお持ちでない方・・・資格確認書

ご不明な点がございましたら、資格係（電話番号：06-6942-1691）までお気軽にお問い合わせください。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和7年8月吉日

大阪府小売市場国民健康保険組合
事 務 局